

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年10月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200042 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2200015 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、当初の 8 万 8,000 円を 18 万円に訂正決定し、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録とされているが、令和元年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法第 81 条の 2 に規定する育児休業期間中の保険料の徴収の特例に該当することから、同法第 75 条の規定を適用せず、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額（18 万円）として記録することが必要である。

また、令和元年 12 月から令和 2 年 5 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額（18 万円）として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る令和元年 12 月から令和 2 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 9 月 1 日から令和 2 年 6 月 1 日まで

令和元年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）において、私は算定対象月の 4 月から 6 月まで産前産後休業及び育児休業期間中であつたが、会社が報酬の支払基礎日数を誤った日数で届け出たため、標準報酬月額が低く記録されてしまった。

会社は、令和 4 年 7 月に、算定基礎届（訂正届）を年金事務所に提出したが、請求期間に係る標準報酬月額は、年金額の計算の基礎とならない記録となっているので、年金額の計算の基礎となる記録にしてほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間の年金記録について

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、8万8,000円と記録されていたところ、事業主が令和4年7月6日付けで提出した算定基礎届（訂正届）に基づき、18万円に訂正し決定されているが、当該訂正後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第75条本文の規定が適用され、訂正前の8万8,000円を除き保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録とされている。

2 請求期間のうち、育児休業期間について

厚生年金保険法第81条の2によると、事業主により育児休業期間中の保険料の徴収の特例の申出が行われた被保険者については、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの厚生年金保険料の徴収は行わないと規定されているところ、オンライン記録によると、事業主は、請求者の令和元年6月15日から同年12月20日までの期間に係る当該特例の申出を行っていることが確認できる。

また、請求期間のうち、令和元年9月から同年11月までの標準報酬月額については、事業主が提出した算定基礎届（訂正届）により18万円と決定されている。

したがって、請求期間のうち、令和元年9月から同年11月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条の規定を適用せず、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として18万円と記録することが必要である。

3 請求期間のうち、育児休業期間以外の期間について

請求期間のうち、令和元年12月から令和2年5月までの標準報酬月額は、事業主が提出した算定基礎届（訂正届）により18万円と決定されている。

また、請求者が提出した給料支払明細書及びA社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、当該期間において、当該標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間のうち、令和元年12月から令和2年5月までの標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として18万円と記録することが必要である。

なお、請求期間のうち、令和元年12月21日から令和2年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、当初提出した請求者の算定基礎届の内容に誤りがあったこと、及び算定基礎届（訂正届）による訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額8万8,000円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。